

英国最高裁判所における AI 発明に対する保護適格性判断
～保護適格性の判断アプローチをどのように考えるべきか～
英国特許判例紹介(2)

2026年4月10日
執筆者 河野特許事務所
所長弁理士 河野 英仁

Emotional Perception AI Limited,
Appellant

v

Comptroller - General of Patents, Designs and Trade Marks,
Respondant

1. 概要

英国特許法第1条(2)(c)は、特許出願がそれ自体に係る範囲においてのみ、コンピュータプログラムは法上の発明に該当しないと規定している。

本事件では ANN (人工ニューラルネットワーク) を用いて音楽ファイルを推奨するアイデアが法上の発明に該当するか否かが問題となった。

最高裁判所は、保護適格性の判断にあたり Aerotel アプローチを採用した控訴裁判所の判断は誤りであり、G1/19 アプローチに従う中間段階について議論すべきとして、事件を特許庁に差し戻した。

2. 背景

(1)特許の内容

「感情的知覚を反映するようにニューラルネットワークをトレーニングする方法、および関連するコンテンツを分類して見つけるための関連システムと方法」と称する GB2583455 出願は、2019年4月に英国特許庁に出願された。本出願の所有者は被控訴人である Emotional Perception AI Ltd (“EPL”)である。

本発明は、ユーザにメディアファイルの推奨を提供するシステムである。その典型的な使用例は、ユーザが既に知っている別のトラックに似た音楽を聴きたいと考えている音楽ウェブサイトである。既存のウェブサイトは、同じカテゴリ(ロック、フォーク、クラシックなど)の類似曲を提供できるが、分類は音楽の種類に限定される傾向がある。既存のアプローチは、人、つまり人間が個々のトラックをカテゴリに分類することに依存している。本発明の利点は、音楽のジャンル及び他の人との明らかに類似した嗜好に関係なく、人間の知覚

と感情の観点から類似した音楽の提案を提供できることである。本発明は、音楽をトレーニング済みの人工ニューラルネットワークに通すことで、これらの提案に到達する。

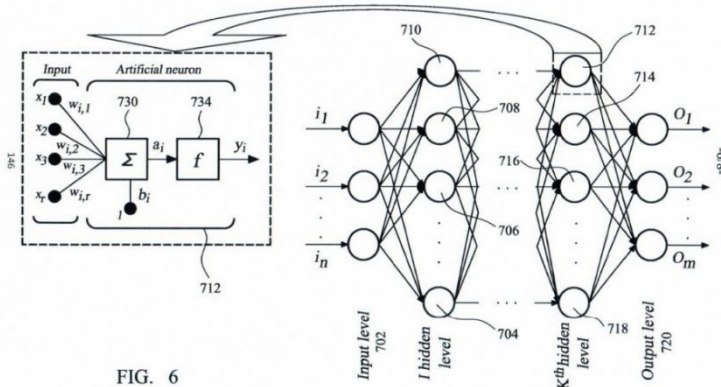


FIG. 6

争点となったクレーム 4 は以下のとおりである。

4. プロパティ空間でプロパティベクトルを生成できる出力を持つ人工ニューラルネットワーク「ANN」を含むシステムで意味的に関連するファイルの推奨を提供する方法において、

a) ANN を、コンテンツモダリティを共有するトレーニングデータファイルの複数のペアにさらすことによってトレーニングし、トレーニングデータファイルの各ペアには、独立して導出された 2 つの分離距離、すなわち

セマンティック埋め込み空間における第 1 のトレーニングデータファイルペア間の相対距離の尺度を表す第 1 の独立導出分離距離、第 1 の独立導出分離距離は、第 1 のトレーニングデータファイルの各ペアに関連付けられたデータの性質の意味的記述の自然言語処理「NLP」から取得され、

特性埋め込み空間における第 1 のトレーニングデータファイルペア間の相対距離類似性の尺度を表す第 2 の独立導出分離距離、第 2 の独立導出分離距離は、第 1 のトレーニングデータファイルの各ペアから抽出された測定可能な特性から導出された特性距離であり、

共有コンテンツの形式は、(i) ビデオデータファイル、または (ii) オーディオデータファイル、または (iii) 静止画像ファイル、または (iv) テキストファイルのいずれかであり、

b) ANN におけるバックプロパゲーション処理において、ANN の出力で前記多数のペアの処理から生成された出力ベクトルを使用して ANN の重み係数を調整し、それによってトレーニング中に ANN を適応させて、プロパティ埋め込み空間における生成された出力ベクトルの距離を、意味空間における対応するペアごとの意味的距離に収束させ、

c) ターゲットデータを含むコンテンツモダリティを持つ多数の参照データファイルと、各参照データファイルと関連する個々のプロパティベクトルとの間の保存された関連付けをデータベースに保存し、各関連する個々のプロパティベクトルは、トレーニングされた ANN 内で、それぞれの参照データファイルから抽出されたファイルプロパティの処理から取得

され、各関連する個々のプロパティベクトルは、それぞれの参照データファイルの意味的記述をエンコードし、

d) 訓練された ANN に応答して、入力としてターゲットデータを受け取り、ターゲットデータの内容の相対的な意味的類似性の評価を行う必要があり、ANN は、ターゲットデータから抽出されたファイルプロパティのトレーニング済み ANN 内での処理に基づいて、ターゲットデータのプロパティ空間にファイルベクトル (V_{nie}) を生成し、

e) ターゲットデータのファイルベクトルを、データベース内の多数の参照データファイルの個々のプロパティベクトルと比較して、プロパティベクトルに測定可能なほど類似している関連参照ファイルを識別する順序付きリストを生成し、それによって対象データに意味的に類似している関連参照データファイルを識別し、

f) 通信ネットワークを介して関連する参照データファイルをユーザデバイスに送信し、

g) ユーザデバイスで、関連する参照ファイルを受信し、その内容を出力する。

(2) 訴訟の経緯

2022年6月22日の特許庁長官フィル・ソープの決定 BL O/542/22 により、特許出願は第1条(2)項を根拠に却下された。高等法院判事のアンソニー・マン卿は、2023年11月21日に控訴を認めた。

裁判官は、少なくともハードウェアで実装された人工ニューラルネットワークについては、コンピュータプログラムはまったく関係していないため、除外は適用されないと判断した。また、裁判官は、たとえ規定が適用されたとしても、主題は除外されないと判断した¹。特許庁長官は、裁判官の許可を得て、控訴裁判所に控訴した。

控訴裁判所は、音楽ファイルの推奨は主観的かつ認知的なものであり技術的貢献はないとして、技術的貢献を有すると判断した高等裁判所の判決を取り消した²。Emotional Perception は最高裁判所に上訴した。

3. 最高裁判所での争点

争点 1 : Aerotel のガイドラインはもはや遵守すべきではないのか？

争点 2 : 人工ニューラルネットワーク (ANN) は「コンピュータ用プログラム」に該当するのか (あるいは、ANN は「コンピュータ用プログラム」を含んでいるのか) ？

争点 3 : クレームの主題全体が除外されるか？

4. 最高裁判所の判断

¹ [2023] EWHC 2948 (Ch)

² [2024] EWCA Civ 825 (19 July 2024)

結論 1 : Aerotel で採用されたアプローチはもはや従うべきではない。

英国特許法第 1 条(2)は次のように規定している。

ここに、以下のもの（とりわけ）は、本法の目的において発明ではないと宣言する。すなわち、以下のいずれかに該当するものは、

- (a) 発見、科学理論または数学的方法、
- (b) 文学、演劇、音楽または美術作品、またはその他の美的創作物、
- (c) 精神的行為、ゲーム、またはビジネスを行うための計画、規則または方法、またはコンピュータプログラム、
- (d) 情報の提示、

ただし、前述の規定は、特許または特許出願がそれ自体に関係する範囲においてのみ、本法の目的において発明として扱われることを妨げるものとする。

Aerotel 事件において、控訴裁判所は、欧州特許条約第 52 条(2)(c)項(精神的な行為、遊戯又は事業活動の遂行に関する計画、法則又は方法並びにコンピュータプログラムの除外)の適用にあたって従うべき 4 段階の構造化されたアプローチを示した。このアプローチでは、クレームに定義された発明が、既知の技術に対して新規な技術的貢献をしているかどうか为中心的な問題であり、除外事項に該当する発明は、この目的には考慮されないという但し書きが付されていた。

しかし、Duns Licensing Associates³ (Duns)において、欧州特許庁 (EPO) 審判部は、Aerotel アプローチが 欧州特許条約と矛盾するとして却下した。審判部は、「任意のハードウェア」アプローチを支持し、クレームの対象が、いかにありふれたものであっても物理的なハードウェアを具現化または使用する場合、第 52 条(2) (c)に基づく特許性から除外されないとした。G1/19⁴において、EPO の拡大審判部は、「任意のハードウェア」アプローチを強く支持し、また、Duns でなされた Aerotel アプローチに対する批判も暗黙のうちに支持した。

英国の裁判所は、EPO 拡大審判部の決定に厳密に拘束されるわけではないが、それらが誤っているか、合理的な意見の相違の範囲を超えていると確信しない限り、そのような決定を尊重し、従うべきである。したがって、Aerotel アプローチはもはや従うべきではない。欧州特許条約第 52 条(2)は、そのままの解釈では、特許クレームの対象が「発明」であるかどうかという問題のみに関係する。

EPO 審判部は、Aerotel アプローチが「発明」を新規性または進歩性を伴うものと誤

³ T 154/04 [2004] EPOR 10 (2006 年 11 月決定)

⁴ [2021] EPOR 30

って解釈していると正しく批判した。これらは欧州特許条約制度における特許性の別個の独立した要件である。これに対し、G1/19のアプローチは、第 52 条(2)の平易な解釈と一致しており、新規性、進歩性、産業上の利用可能性という他の 3 つの条件に先立って、かつそれらとは別に、クレームが「発明」に相当するかどうかという問題に正面から取り組んでいる。「発明」として認められるために必要なのは、主題が技術的性質を有することだけである。

Comvik GSM AB⁵ (Comvik) に示されているこの問題に対する EPO のアプローチは、「課題解決法」として知られている。これは、発明の技術分野における最も近い先行技術を参照して、発明が解決しようとする技術的課題を特定し、次に、その分野の当業者が、主張されている解決策を構成する技術的特徴を、先行技術から自明な方法で導き出すことができるかどうかを評価するものである。Comvik、Duns、G1/19 のいずれも、EPO の「課題解決法」アプローチが進歩性を評価する唯一の方法、または特許性の全体的な評価に欧州特許条約第 52 条(2)の除外事項を考慮に入れる唯一の方法であるとは示唆していない。

結論 2 : ANN はコンピュータ用プログラムである

欧州特許条約第 52 条(2)(c)における「コンピュータ」という用語を従来のデジタルコンピュータに限定すると、欧州特許条約の運用がたまたま普及している特定の技術に縛られ、旧式のアナログコンピュータ及び現在開発中で量子物理学の原理を用いて従来型コンピュータとは根本的に異なる方法で情報を処理する量子コンピュータといった装置が除外されてしまうことになる。したがって、「プログラム」という用語は、あらゆる種類のコンピュータが実行可能な一連の命令を意味し、それによって所望のデータ操作を行うことができるものと解釈されるべきである。

裁判所は、聴聞官による ANN の特徴付けを「数値入力を受け取り、一連の数学的演算（重み、バイアス、および活性化関数の適用）を適用し、連続する層で数値結果を出力する抽象モデル」として支持する。ANN はさまざまな種類のハードウェアで実装することができ、この事実は ANN 自体がハードウェアの種類ではないことを示している。ANN が実装される物理的なマシンの具体的な形式が何であれ、ANN は、望ましい結果を生成するために特定の方法でデータを操作するための一連の命令である。したがって、欧州特許条約第 52 条(2)(c)の意味での「コンピュータ用プログラム」である。

結論 3 : 中間段階について議論すべき

論点 2 の結論では、特許出願の主題全体が「コンピュータ用プログラム...そのもの」

⁵ T 641/00 [2004] EPOR 10

の除外範囲に含まれるか、それとも技術的特徴を含み、したがって欧州特許条約第 52 条(1)の意味での「発明」に該当するかを検討する必要がある。「あらゆるハードウェア」アプローチを適用すると、クレームは「発明」であり、欧州特許条約第 52 条(2)(c)によって除外されない。

クレームに係る方法はコンピュータ用プログラムである ANN を含むが、ANN は何らかのコンピュータハードウェア上でしか実装できないため、技術的手段も含む。これは、クレームの主題が技術的性質を有し、「それ自体」のコンピュータプログラムではないことを示すのに十分である。したがって、UKIPO が特許出願を拒否した理由は誤りであった。

「任意のハードウェア」の使用による「発明」テストを満たすという最初の非常に低いハードルをクリアした場合、次の段階では、拡大審判部が G1/19 で示した「中間段階」を実行する。中間段階は、欧州特許条約第 52 条を適用してクレームの対象が発明として適格であるかどうかを判断するステップ(1)と、発明が欧州特許条約第 54 条の下で新規であり、欧州特許条約第 56 条の下で進歩性があるかどうかを判断するステップ(2)の間に位置する。中間段階の目的は、全体として見た発明の技術的性質に寄与しない、または相互作用しない発明の特徴(技術的または非技術的である可能性がある)をフィルタリングして、それらの特徴をステップ(2)での検討から除外することにある。

G1/19 における中間段階の議論は、技術的課題の技術的解決という観点から述べられており、これは実務上の EPO の進歩性に対するアプローチを反映している。しかしながら、UKIPO および英国の裁判所は、中間段階を実施するために必要な最初の部分として、全体として見た発明の技術的性質を特定する適切な方法を採用することができる。

これまで本件は Aerotel 方式のみに基づいて審理されてきたため、裁判所は、英国ではこれまで適用されたことのない中間段階の適用に関する詳細な議論及び下級裁判所の英国特許庁および専門裁判官の見解を受け取っていない。したがって、最高裁判所がこの控訴審で、(i)コンピュータ用プログラムに関する事件における中間段階をさらに定義すること、または(ii)問題となっている出願に関して中間段階を実施することは適切ではない。裁判所は、上記の問題に判決を限定し、中間段階および特許性の残りの要件をクレームに係る発明に適用するために、審理官に事件を差し戻す。

5. 結論

最高裁判所は、保護適格性に関し、G1/19 アプローチにおける中間段階をさらに議論

させるべく控訴裁判所判決を取り消し、事件を特許庁に差し戻した。

6. コメント

本事件では、ニューラルネットワーク技術をベースに、ユーザの好みに応じて音楽ファイルの分類を行うアイデアについての保護適格性の有無が争点となった。日本では各ソフトウェア処理がハードウェアと協働しているため保護適格性を有すると判断されるであろう（日本国特許法第 29 条第 1 項柱書）。控訴裁判所では、下記に示す Aerotel アプローチに基づき判断が行われ、ANN により音楽ファイルの分類を行うこと自体は技術がベースとなっているが、2つの音楽ファイルの類似性または相違性は本質的に意味的なものであり技術的貢献を有さず、保護適格性を有しないと判断した。

Aerotel テスト

英国裁判所の拘束力のある判例によれば、コンピュータに実装された発明は、それが最先端技術への技術的貢献を成す場合、第 1 条(2)に基づく除外を回避できる。英国控訴院が Aerotel/Macrossan 事件⁶で示した「Aerotel テスト」は以下のとおりである。

- (i) クレームを適切に解釈する。
- (ii) 実際の貢献を特定する（ただし、出願段階では、主張される貢献を特定しなければならない場合がある）。
- (iii) それが除外対象に完全に含まれるかどうかを問う。
- (iv) 第 3 段階でカバーされていない場合は、実際の貢献または主張される貢献が実際に技術的なものであるかどうかを確認する。

最高裁判所は Aerotel アプローチを否定し、ハードルの非常に低い「任意のハードウェア」テストを終えた後に実行される G1/19 アプローチの「中間段階」について議論するよう事件を英国特許庁に差し戻した。本判決を受けて、控訴裁判所判決後に英国特許庁が 2025 年 1 月 30 日に公表した改正 AI 関連特許出願ガイドラインは取り消された。新たに公表されるガイドラインを含め、今後の動向に注目する必要がある。

判決日 2026 年 2 月 11 日

以上

⁶ [2006] EWCA Civ 1371